

出席停止について(通知)

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法に基づき、他の生徒にうつるおそれのある期間は登校できないことになっております。

必ず、医師の診察及び治療を受けられ、下記「登校許可証明書」が渡されましたら、その用紙を持たせて登校させてください。なお、出席停止期間中は欠席扱いにはなりません。

※ 医療機関によっては、下記の「登校許可証明書」を記入するときに文書料として有料になる場合がありますので、御承知おきください。

学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

病名	出席停止の期間
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症)	発熱、咽頭痛、結膜炎等の主な症状がなくなった後、2日を経過するまで
結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	〔 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、EBウイルス感染症など 〕 病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで

主治医 様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒にうつるおそれなくなりましたら、保護者又は生徒に「登校してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

登校許可証明書

学年・組及び氏名	年 組 氏名
----------	--------

病名 _____ 診断日 _____ 月 _____ 日

上記の生徒の疾病は治癒し、又は他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

出席(登校)してもよいと認められる日	月 _____ 日から
--------------------	-------------

医療機関名又は医師氏名 _____